

東京二十三区清掃一部事務組合(仮称)基本計画・実施計画策定検討委員会設置要綱

令和2年4月28日副管理者決定

2清総企第37号

(設置)

第1条 東京二十三区清掃一部事務組合(以下「一組」という。)の(仮称)基本計画・実施計画を策定するため、東京二十三区清掃一部事務組合(仮称)基本計画・実施計画策定検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、(仮称)基本計画・実施計画の策定に関し必要な事項について検討を行う。

(委員)

第3条 検討委員会は、一組関係部長をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和2年4月から令和3年3月末日までとする。ただし、人事異動がある場合は、原則として異動等の事由発生日の前日をもって満了とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残留期間とする。

(委員長及び会議)

第5条 検討委員会に委員長を置き、一組総務部長をもって充てる。

2 委員長は、必要に応じて検討委員会を招集し、会議を主宰する。

3 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

((仮称)基本計画・実施計画策定検討部会)

第6条 検討委員会所掌事項における課題を検討するための下部組織として、東京二十三区清掃一部事務組合(仮称)基本計画・実施計画策定検討部会(以下「検討部会」という。)を設置する。

2 検討部会の会長(以下「検討部会長」という。)は、総務部経営改革担当課長をもって充てる。

3 検討部会は、一組関係課長及び委員長が指名する23区清掃担当課長(以下「部会委員」という。)をもって構成する。

4 検討部会は、その検討経過及び結果を、適宜検討委員会に報告する。

5 検討部会の会議は、原則として公開する。ただし、検討部会長が必要と認めるときは、この限りではない。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、総務部企画室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。